

豊中市法定外公共物の管理に関する要綱

第1 目的

この要綱は、豊中市法定外公共物管理条例（平成16年豊中市条例第47号。以下「条例」という。）及び豊中市法定外公共物管理条例施行規則（平成16年豊中市規則第81号。以下「規則」という。）の施行細目について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 法定外公共物に関する工事又は法定外公共物の維持（以下「工事等」という。）の承認

1 承認申請

(1) 承認申請書

規則第2条第1項の法定外公共物工事等施行承認申請書は、第1号様式とする。

(2) 添付図書

規則第2条第2項の規定により添付する図書の詳細は、別表第1のとおりとする。

2 審査の方針

市長は、規則第2条第1項の法定外公共物工事等施行承認申請書の提出を受けた場合は、当該工事が法定外公共物の機能の維持又は向上が図れるものであって、管理上支障がなく、かつ、その必要性及び合理性について総合的に判断した上で、真にやむを得ないと認めたときに限り、承認するものとする。

3 承認書並びに工事等の着手及び完了の届出書

(1) 規則第2条第4項の法定外公共物工事等施行承認書は第2号様式とし、承認をしない旨の通知書は第3号様式とする。

(2) 工事等の着手及び完了の届出は、第4号様式によるものとする。

第3 占用の許可

1 許可申請

(1) 許可申請書

規則第3条第1項の法定外公共物占用許可申請書は、第5号様式とする。

(2) 添付図書

規則第3条第2項の規定により添付する図書の詳細は、別表第2のとおりとする。

2 審査の方針

市長は、規則第3条第1項の法定外公共物占用許可申請書の提出を受けた場合は、当該占用が公共性と安全性を備えたものであって、管理上支障がなく、かつ、その必要性及び合理性について総合的に判断した上で、真にやむを得ないと認めたときに限り、許可するものとする。

3 許可基準

(1) 占用物件の一般的許可基準

- ① 法定外公共物の敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること。
- ② 官民境界が確定していること。
- ③ 住宅、店舗、工場、事務所、倉庫その他の個人、法人等が所有する建築物又は工作物の敷地としての占用は、許可しない。ただし、本市が国から法定外公共物の譲与を受ける前に大阪府が許可したものについては、この限りでない。

(2) 地上占用物件の一般的許可基準

- ① 暴風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により法定外公共物の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ② 設置場所、構造及び色彩等は、信号機、道路標識、区画線及び道路標示等の効用を妨げないものであり、かつ、消防活動の支障とならないものであること。
- ③ 建築限界は、水路及び歩路にあつては2.5 m以上、車道にあつては4.7 m以上とする。また、線類の上空占用は地上から5 m以上とする。

(3) 地下占用物件の一般的許可基準

- ① 堅固で耐久力を有するとともに、法定外公共物又は他の占用物件に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ② 工事実施上又は保安上支障のない限り、他の地下占用物件に接近していること。

③ 地面又は地面にある他の占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。

④ 車道に埋設する場合は、道路の強度に影響を与えないものであること。

4 許可書並びに工事の着手及び完了の届出書

(1) 規則第3条第4項の法定外公共物占用許可書は第6号様式とし、許可をしない旨の通知書は第3号様式とする。

(2) 工事の着手及び完了の届出は、第4号様式によるものとする。

第4 占用許可期間等

1 占用許可期間

条例第6条第1項の市長が特に必要があると認めるときは、道路法（昭和27年法律第180号）第36条第1項に規定する事業のための占用とする。

2 占用許可期間の更新申請

規則第4条の法定外公共物占用更新許可申請書は第5号様式とし、当該申請書に添付する図書の詳細は別表第3のとおりとする。

第5 占用料

1 共架電線その他上空に設ける線類の延長の算出について

共架電線その他上空に設ける線類の延長については、実延長とする。ただし、これにより難い場合は、500分の1以上の図面での図上計測によることができる。

2 地下電線その他地下に設ける線類について

地下電線その他地下に設ける線類とは、電線共同溝又はキャブ等に収容される電線をいい、線類の延長は実延長とする。

3 占用料の計算及び算定方法について

(1) 地下埋設物において、占用物件の管径が異なる場合は、条例別表に規定する管径の区分ごとに実延長を計算し、それぞれを合計して算出する。なお、不等沈下を防ぐための枕木等は、路盤とみなして占用料の徴収の対象としない。

(2) 広告物は、看板1枚ごとに端数を切り上げて算出する。

4 占用料の減免について

(1) 規則第7条第4項の市長が特に必要があると認める場合は、国及び大阪府が

行う事業のため占用する場合その他これらに類する場合で市長が特に必要があると認めるときとする。

- (2) 規則第7条第1項の法定外公共物占用料減免許可申請書は第7号様式とし、同条第5項の法定外公共物占用料減免許可書は第8号様式とし、同項の許可をしない旨の通知書は第3号様式とする。

第6 権利譲渡等の制限

規則第8条第1項の法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書は第9号様式とし、同条第3項の法定外公共物占用権利譲渡等許可書は第10号様式とし、同項の許可をしない旨の通知書は第3号様式とする。

第7 地位の承継

- 1 規則第9条の法定外公共物占用地位承継届出書は、第11号様式とする。
- 2 規則第9条の事実を証する書類とは、相続の場合にあっては土地の登記事項証明書とし、合併又は分割の場合にあっては法人の登記事項証明書とする。ただし、相続の場合において当該相続に係る登記手続が完了していないときは、遺産分割協議書及び戸籍謄本その他の相続人を証する書類とする。

第8 原状回復

規則第10条第1項の法定外公共物占用廃止届出書は、第12号様式とする。

第9 監督処分

条例第17条に規定する監督処分は、命令書により行うものとし、その様式は第13号様式とする。

第10 過料

条例第22条の規定により過料を科すときは、過料通知書により行うものとし、その様式は第14号様式とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 （平成20年3月31日一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 （令和6年12月9日一部改正）

この要綱は、令和6年12月10日から実施し、令和6年12月10日から適用

する。

別表第 1

	図書名	道路	水路
規則第 2 条第 2 項第 1 号の 図面	位置図	○	○
	公図の写し	△	○
	現況平面図	○	○
	現況断面図	○	○
規則第 2 条第 2 項第 2 号の 許可書	道路使用許可書	△	△
	水道管工事許可書	△	△
	公共下水道管工事承認書	△	△
規則第 2 条第 2 項第 3 号の 設計書, 仕様書及び構造図面	計画平面図	○	○
	計画断面図	○	○
	工事仕様書	○	○
	構造図	△	△
規則第 2 条第 2 項第 4 号の 同意書	同号の同意書	△	△
規則第 2 条第 2 項第 5 号の 図書	公共用地境界確定書の写し	△	○
	土地の登記事項証明書	△	△
	現況写真	△	○
	規則第 2 条第 2 項第 4 号以外の同意 書(土地改良区・水利組合等の同意書)	△	△
	その他市長が必要と認める図書	△	△

○：すべての工事等の承認申請に必要なもの

△：添付を求めるケースがあるもの

別表第 2

	図書名	道路	水路
規則第 3 条第 2 項第 1 号の 図面	位置図	○	○
	公図の写し	×	○
	現況平面図	○	○
	現況断面図	○	○
規則第 3 条第 2 項第 2 号の 設計書, 仕様書及び構造図面	計画平面図	○	○
	計画断面図	○	○
	工事仕様書	△	○
	構造図	△	△
	占用物件の求積図	△	○
	占用物件の数量集計表	△	×
規則第 3 条第 2 項第 3 号の 許可書	道路使用許可書	△	△
	水道管工事許可書	△	△
	公共下水道管工事承認書	△	△
規則第 3 条第 2 項第 4 号の 同意書	同号の同意書	△	△
規則第 3 条第 2 項第 5 号の 図書	公共用地境界確定書の写し	△	○
	土地の登記事項証明書	×	○
	現況写真	△	○
	工事仕様書	△	○
	規則第 2 条第 2 項第 4 号以外の同意 書(土地改良区・水利組合等の同意書)	△	△
	その他市長が必要と認める図書	△	△

○：すべての占用許可申請に必要なもの

△：添付を求めるケースがあるもの

×：添付を求めないもの

別表第 3

	図書名	道路	水路
規則第 3 条第 2 項第 1 号を 準用する図面	位置図	○	○
	現況平面図	○	○
規則第 3 条第 2 項第 5 号を 準用する図書	現況写真	○	○
	占用許可書の写し	○	○
	その他市長が必要と認める図書	△	△

○：すべての占用許可更新申請に必要なもの

△：添付を求めるケースがあるもの

様式集

様式第 1 号	法定外公共物工事等施行承認申請書
様式第 2 号	法定外公共物工事等施行承認書
様式第 3 号	通知書
様式第 4 号	法定外公共物工事等着手・完了届
様式第 5 号	法定外公共物占用許可申請書
様式第 6 号	法定外公共物占用許可書
様式第 7 号	法定外公共物占用料減免許可申請書
様式第 8 号	法定外公共物占用料減免許可書
様式第 9 号	法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書
様式第 10 号	法定外公共物占用権利譲渡等許可書
様式第 11 号	法定外公共物占用者地位承継届出書
様式第 12 号	法定外公共物占用廃止届出書
様式第 13 号	命令書
様式第 14 号	過料通知書

第 1 号様式

法定外公共物工事等施行承認申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

豊中市法定外公共物管理条例第 4 条第 1 項の規定による工事等の承認を受けるため、下記のとおり申請します。

記

工事等施行場所	豊中市 番地先	
工事等施行目的		
工事等内容及び 工 事 等 数 量	工 事 等 内 容	工 事 等 数 量
工事等施行期間	年 月 日 (日間) 年 月 日	
工事等実施方法		
連 絡 先	名 称 担当者氏名 TEL	

添付図書 位置図、公図の写し、土地の登記事項証明書、境界確定書の写し、現況平面図、現況断面図、計画平面図及び断面図、工作物構造図（平面図、断面図）、求積図、現況写真、利害関係者の同意書

提出部数 正副各 1 部

なお、申請者が個人である場合であって、本人が自署するときは、押印は不要である。

法定外公共物工事等施行承認書

住 所

氏 名 様

豊中市長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物工事等施行は、豊中市法定外公共物管理条例第4条の規定により、下記条件を付けて承認する。

条 件

1. のため、工事等施行を承認する法定外公共物は、次のとおりであって、申請書及び附属図面記載事項とする。

工事等施行場所 豊中市

工事等内容及び数量

工事等施行期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）

2. 法定外公共物の本復旧工事は、当市 工法により施行すること。
3. 工事等に着手したとき及び工事等を完了したときは、主管課に届け出て、その指示又は検査を受けること。
4. 工事等は、申請書及び添付図書のとおりとする。
5. 工事等現場には、保安施設の完備と危険防止に十分な措置を講じること。
6. 工事中は歩行者の安全を確保し、通行に支障をきたさないこと。
7. 工事等に起因する法定外公共物の工作物、附属物等の破損は、申請者の費用負担において、直ちに原形に復旧すること。
8. 本書は、工事等の承認を受けた者が保管し、市係員の要求があったときは、直ちにこれを提示すること。
9. この条件によるほか、その他関係法令を遵守すること。

第3号様式

文書記号+法第 号
年 月 日

通 知 書

住 所

氏 名 様

豊中市長

下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 内 容	不承認・不許可とする。
申 請 内 容	法定外公共物
申 請 場 所	豊中市 番地先
申 請 年 月 日	年 月 日
適 用 条 項	豊中市法定外公共物管理条例第 条第 項の規定
決 定 の 理 由	
問 合 せ 先	豊中市 部 課 担当者 連絡先

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に豊中市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式

年 月 日

工 事 等 （着手・完了） 届 出 書

豊 中 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

下記のとおり工事等（着手・竣工）しましたので届け出します。

記

工 事 等 の 場 所	豊中市 番地先		
工事等(着手・竣工)日	年 月 日		
許 可 年 月 日	豊 中 市 長	豊中市消防長	豊中警察署長
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号	第 号	第 号
工 事 等 施 行 内 容			
工 事 等 業 者 名	電話		
工 事 等 担 当 者	電話		
添 付 図 書	位置図，平面図，断面図，写真（着工前，施工状況，出来型，竣工）		

第 5 号様式

法定外公共物占用許可申請書

新 規	更 新	変 更	年 月 日	号 日
--------	--------	--------	-------	--------

年 月 日

豊 中 市 長 様

〒
住 所 _____

氏 名 _____

担当者
TEL _____ (_____)

豊中市法定外公共物管理条例第 5 条第 1 項の規定による占用の許可を受けるため、次のとおり申請します。

占用の目的					
占用の場所	豊中市		地番先		
占用物件等	名 称		規 模		数 量
占用の期間	年 月 日から	間	占 用 物 件 の 構 造		
	年 月 日まで				
工事の期間	年 月 日から	間	工 事 実 施 の 方 法		
	年 月 日まで				
法定外公共物 の復旧方法					
備 考					
添 付 図 書 位置図、公図の写し、土地の登記事項証明書、境界確定書の写し、現況平面図、現況断面図、計画平面図及び断面図、工作物構造図（平面図、断面図）、求積図、現況写真、利害関係者の同意書 更新の場合は、位置図、現況写真、前回許可書の写し 記 載 要 領 1 新規・更新・変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名・連絡先を記載すること。 3 申請者が個人である場合であって、本人が自署するときは、押印は不要である。 4 「場所」の欄には、地番先まで記載すること。占用が 2 以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。					

第 6 号様式

法定外公共物占用許可書

新規	更新	変更	年	月	日	号
----	----	----	---	---	---	---

文書記号+法第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

占用の目的						
占用の場所	豊中市			番地先		
占 用 物 件	名 称		規 模		数 量	
占用の期間	年	月	日から	間	占 用 物 件 の 構 造	
工事の期間	年	月	日から	間	工 事 実 施 の 方 法	
法定外公共物の復旧方法						
年 月 日付けで申請のあった占用については、別紙の条件を付して許可する。 豊中市長						

第 7 号様式

年 月 日

法定外公共物占用料減免許可申請書

豊 中 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

下記の事項について，法定外公共物占用料の減免を申請します。

記

占 用 場 所	豊中市	番地先
占 用 期 間	年 月 日～	年 月 日
占用内容及び数量		
占 用 料		
申 請 理 由	豊中市法定外公共物管理条例第 9 条の規定による	

第 8 号様式

文書記号＋法第 号
年 月 日

法定外公共物占用料減免許可書

住 所

氏 名 様

豊中市長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物占用料の減免について下記のとおり許可する。

記

占 用 の 場 所 豊中市 番地先

占 用 の 期 間 年 月 日から
年 月 日まで (日間)

占用内容及び数量

占 用 料

法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書

豊 中 市 長 様

住 所
譲渡(転貸)人
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
電話番号

住 所
譲受(転借)人
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
電話番号

豊中市法定外公共物管理条例第 1 2 条の規定による権利譲渡等の許可を受けるため、下記のとおり申請します。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号+法第 号
権利譲渡等年月日	年 月 日
権利譲渡等の理由	

添付図書 法定外公共物占用許可書の写し

第 1 0 号様式

文書記号+法第 号
年 月 日

法定外公共物占用権利譲渡等許可書

住 所

氏 名 様

豊中市長

豊中市法定外公共物管理条例第 1 2 条及び豊中市法定外公共物管理条例施行規則
第 8 条第 3 項の規定により下記のとおり許可します。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
占用年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号+法第 号
占 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日

第 1 1 号様式

年 月 日

法定外公共物占用者地位承継届出書

豊 中 市 長 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

豊中市法定外公共物管理条例第 1 3 条の規定により占用者の地位を承継しましたので下記のとおり届け出ます。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号+法第 号
被 承 継 者	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

第 1 2 号様式

年 月 日

法定外公共物占用廃止届出書

豊 中 市 長 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

豊中市法定外公共物管理条例第 1 5 条の規定により法定外公共物の占用を廃止し、
原状に回復しましたので下記のとおり届け出ます。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号+法第 号
原状回復年月日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
添 付 図 書	位置図，法定外公共物占用許可書の写し，原状回復前後の写真

第 1 3 号様式

文書記号+法第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

豊中市長

命 令 書

あなたが ① 下記 ② は、豊中市法定外公共物管理条例
③ 第 条第 項に違反しているので ④ 年 月 日までに
⑤ することを命令します。

記

物件工作物の所在地	豊中市
路 線 名	
物件工作物の名称構造	
違 反 の 状 況	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に豊中市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記載要綱

- ①欄は、所有している、占有している又は工事中等の不法占有行為の状況を記入する。
- ②欄は、条例第4条違反については行為の内容を、条例第5条違反については家屋、アーチ、看板等の物件名を記入する。
- ③欄は、条例違反該当条項を記入する。
- ④欄は、勧告の日から通常2週間程度の日数を記入する。
- ⑤欄は、措置命令の内容は除却、改築、中止等を記入する。

第 1 4 号様式

文書記号+法第 号
年 月 日

過 料 通 知 書

住 所

氏 名 様

豊中市長

豊中市法定外公共物管理条例第 2 1 条の規定に基づき下記のとおり過料を科します。納期限までに過料を納入してください。

記

過 料 金 額	
適 用 の 条 件	
過料を科する 理 由	
納 入 先 問 合 せ 先	
納 期 限	年 月 日

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に豊中市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。